

公 示 書

国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所において、自動販売機（清涼飲料水）の設置営業を行うため、庁舎の使用許可を希望する者の公募を、次のとおり公示する。

令和5年2月20日

中部地方整備局
静岡河川事務所長 立松 明憲

1. 公募に付する事項

- (1) 件 名 静岡河川事務所内における自動販売機（清涼飲料水）の設置営業
- (2) 営業場所 静岡市葵区田町三丁目108番地
（静岡河川事務所 1階 庁舎東側）
- (3) 営業期間 令和5年6月1日から令和10年3月31日まで
ただし、必要に応じて5年を超えない期間で一度に限り更新することができる。

2. 対象業者

静岡河川事務所において、自動販売機を設置し、清涼飲料水の販売営業を行うため、庁舎の使用許可を希望する者で、次に掲げる要件を全て満たす者。

- (1) 法人の場合は、商業登記簿の目的欄に「飲料の販売」に関する記載があること。個人事業主の場合は、事業内容が「飲料の販売」に関する内容であること。
- (2) 国税及び地方税を完納していること。
- (3) 申請書（提案書）提出の期限の日において、静岡県内の保健所から食品衛生法の規定による処分又は行政指導を受け、当該処分又は指導が継続中でないこと。
- (4) 静岡県内に本社（店）、支社（店）、又は営業所等が所在すること。個人事業主の場合は、所在地が静岡県内であること。
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

3. 対象施設の概要

施設名 静岡河川事務所
所在地 静岡市葵区田町三丁目 108 番地
職員数 約 55 人

4. 公示説明書等の交付期間、場所及び方法

公示説明書等の交付時に申請方法並びに施設の概要及び営業にあたっての条件等についての説明を行うので、希望者はあらかじめ来庁日時等を下記 6 の問合せ先へ連絡のうえ、必ず説明を受けること。

なお、説明を受けなかった者の申請は受け付けない。

【公示説明書等の交付期間及び場所】

交付期間：令和 5 年 2 月 20 日（月）から令和 5 年 3 月 15 日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10 時から 16 時まで
交付場所：静岡市葵区田町三丁目 108 番地
静岡河川事務所 総務課

5. 施設の使用料について

令和 5 年 6 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの使用料は、応募者より提案された 1 年分の額を日割計算した額とする。但し、国が算定する使用料（財務省が定める「貸付料予定価格等の算定基準」（【昭和 33 年 1 月 7 日付蔵管第 1 号「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」の別添第 2 節貸付料予定価格等の算定基準】以下「貸付料算定基準」という。）により算定した使用料）以上の額とする。

使用許可を受けた者は、上記の使用料の額に、消費税及び地方消費税相当額を加えた額を一括して、原則として毎年 1 回、納付するものとする。

また、使用許可期間内の次年度以降の使用料は、貸付料算定基準により従前の使用料と比較し調整を行った上で、改めて中部地方整備局長から通知する。

6. 公示に関する問合せ先

静岡市葵区田町三丁目 108 番地
国土交通省中部地方整備局 静岡河川事務所 総務課
電話 054-273-9100